

亀山市告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和4年7月4日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21941
- 3 路線名 みずほ台69号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 みずほ台1番414地内
 - (2) 終点 みずほ台1番414地内
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21942
- 3 路線名 みずほ台70号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 みずほ台1番414地内
 - (2) 終点 みずほ台1番414地内
- 5 重要な経過地 なし

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21943
- 3 路線名 みずほ台71号線

4 道路の区間

(1) 起点 みずほ台1番414地内

(2) 終点 みずほ台1番414地内

5 重要な経過地 なし